

石油備蓄義務肩代わり措置のご利用を希望される方は、次の問い合わせ先に E-mail にて資料をご請求願います。出光興産株式会社（以下「出光」という）と昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル」という）との共同の措置のため、本件に関しては出光が両社を代表して申し込み先を務めます。

出光および昭和シェルは、お客様が主燃料（ガソリン、灯油、軽油、A 重油）の輸入を行ったことを理由に、主燃料の販売取引において不利益を与えないことを公正取引委員会に対して確約しております。

問い合わせおよび申し込み先：

E-mail: [Fair-Trade@idss.co.jp](mailto:Fair-Trade@idss.co.jp)